

平成25年(ワ)第6239号 損害賠償請求事件

原告 大洋リアルエステート株式会社

被告 株式会社三菱地所設計 外6名

### 第5準備書面

平成26年11月7日

大阪地方裁判所第9民事部合1係 御中

被告 株式会社三菱地所設計

訴訟代理人弁護士 大 森 文 彦



原告第6準備書面に対し、以下のとおり、認否・反論する。

#### 第1 認否

##### 1. 第1項について

全て知らないし争う。

##### 2. 第2項について

(1) 被告三菱地所設計が原告主張の協議をしたことは、否認する。

(2) その余は、知らないし争う。

##### 3. 第3項について

(1) 被告三菱地所設計が原告主張の共謀をしたこと、偽物を製作させたこと、虚偽報告したこと、国土交通省に発表させたことは、否認する。

(2) その余は、争う。

#### 4. 第4項について

- (1) 被告三菱地所設計が訴外鹿島建設と被告三菱地所と協議して、本件建物の引渡しを引き延ばさせるため虚偽の発表を国土交通省にさせたことは、否認する。
- (2) 国土交通省が7物件全て対象とした公表を前提に連結用金物が存在しないと公表したこと、本件K Oパネルには、連結用金物は存在していること、平成21年5月28日、訴外弘化産業株式会社において、本件K Oパネルの製品検査が、被告三菱地所、被告三菱地所設計、訴外鹿島建設、訴外旭ビルウォール他の立会いの下で行われたこと、そのとき連結用金物が取り付けられていたこと、訴外鹿島建設が平成22年1月12日作成の報告書を被告三菱地所設計が、同年1月21日に被告三菱地所に報告したこと、同報告に連結用金物の記載がされていること、平成22年5月17日の原告、被告三菱地所、被告三菱地所設計の打ち合わせにおいても、連結用金物が存在することが示されていたことは、認め、その余は、否認ないし争う。

#### 5. 第5項について

全て知らないし争う。

#### 6. 第6項について

- (1) 認定仕様では、目地の幅が10mmであるが、現況20mmであったこと、甲第47号証の認定書に「横目地（あり又はなし）25mm以下、たて目地21.5mm以下」の記載があることの限度で認め、その余は争う。
- (2) なお、甲第47号証の認定書は、マキベエを施すことが認定条件になっている旨、訴外鹿島建設から報告を受けている。

7. 第7項について

全て否認ないし争う。

第2 反論

1. (1) 原告は、被告三菱地所設計が、被告三菱地所と訴外鹿島建設らと共謀して国土交通省に虚偽の発表をさせた旨主張するが、失当も甚だしい。
  - (2) そのような事実はない。
  - (3) ① 国土交通省は、「7物件」すべてを踏まえた公表であり、本件だけを対象としたものではない。
    - ② 訴外鹿島建設の報告によれば、本件に関して国土交通省から指摘された事項は、「目地部カバー材が存在しない」こと、「目地の幅が認定仕様よりも広い」こと、「アルミリベットを一部使用している」こと、及び「外装材の連結用金物の間隔が大きい」ことである（甲57・上段左側「K O パネルの現況詳細」の赤字）
    - ③ すなわち、連結用金物について、国土交通省から本件で指摘されたことは、連結用金物は「存在しない」ではなく、連結用金物の「間隔が大きい」点である。
    - ④ 国土交通省の連結用金物が存在しない旨の発表は、他の6物件のいずれかのことを指しているものと思われる。
- (2) 原告は、「当初リベットの問題であったが、後に連結用金物の不存在となっている。」ことを例に挙げて、被告三菱地所設計の一連の行為は不自然と主張する（原告第6準備書面・P. 2）が、失当である。
  - (2) 上記1で述べたとおり、本件では、連結用金物は取り付けら

れている。

(3) ① なお、施工計画書（甲48）には、連結用金物の記載がないが、この施工計画書は、改善工事に関する施工計画書である。

② すなわち、すでに施工された連結用金物のあるK Oパネル（連結用金物の間隔が大きいことは、すでに述べたとおり）にマキベエを施すことで、新たに大臣認定を取得したものであるため、わざわざ記載する必要がなかったものと理解される。

3. (1) 原告は、「本件K Oパネルの問題は、大がかりな改善工事を行い、本件建物の引渡しを延ばすほどの問題ではない」旨主張する（第6準備書面P. 2）が、失当である。

(2) そもそも被告三菱地所設計は、引渡しに関する権限は有していない。

(3) 被告三菱地所設計の業務の中核は、設計図書どおりに工事されているかどうかを確認し、設計図書どおりに工事されていないことが判明した場合には、その部分の是正を施工会社に求めることである（建築士法18条3項）。

4. (1) 原告は、「目地部カバー材が存在しない」ことの改修工事として、「本来なら目地部分の簡易な仕様変更で足りる」と主張するが、失当である。

(2) 認定仕様と違う以上、それなりの是正対応が求められる。

(3) なお、訴外鹿島建設の報告によれば、リベットの問題、目地部カバー材の問題、目地幅の問題、連結用金物の間隔の問題を解決するためにマキベエを使用して、認定をとったとのことである。

以上